

檜葉町デイサービスセンターやまゆり荘指定管理者募集要項

1 趣 旨

檜葉町では、檜葉町デイサービスセンターやまゆり荘（以下「やまゆり荘」という。）の設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（管理の業務を行う法人等）を募集します。

2 施設の概要

- （１）名 称 檜葉町デイサービスセンターやまゆり荘
- （２）所 在 地 福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字大堤入31番地1
- （３）設置目的 やまゆり荘は、地域在宅虚弱高齢者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は、要介護状態となることの予防に資するため、檜葉町が設置した施設である。
- （４）施設概要 別紙「檜葉町やまゆり荘指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 指定予定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

ただし、下記事項に該当する場合には、指定を取り消すことなどがあります。

- （１） 解散した場合
- （２） 町の指示に従わないと認められる場合
- （３） 経営状況の悪化等により、指定による管理運営を適切に遂行できないおそれが認められる場合
- （４） 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合
- （５） 正当な理由をなくして指定後に締結する協定の締結に応じないとき
- （６） 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合

4 管理の基準

（１）休所日等

休所日は次のとおりとします。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日

ウ 1月2日及び1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

エ 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ檜葉町長の承認を得て、臨時に休所し、又は前項に規定する休所日であっても臨時に開所することができる。

（２）個人情報の取り扱い

業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は、識別され得るものをいう。）その他の情報を適切に取り扱う必要があります。

（３）関係法令の遵守

業務の遂行に当たっては、地方自治法等関係法令を遵守する必要があります。

- ア 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
- イ 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）
- ウ 介護保険法（平成９年法律第１２３号）
- エ 檜葉町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成１７年檜葉町条例第７号）
- オ 檜葉町情報公開条例（平成１２年檜葉町条例第４７号）
- カ 檜葉町個人情報保護法施行条例（令和５年檜葉町条例第３号）
- キ 檜葉町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成８年檜葉町条例第２号）
- ク その他、当指定管理業務に関連する法令

５ 業務の範囲

（１）事業の実施及び施設、設備等の維持管理

- ア 設置目的を達成するための業務に関すること。
- イ その他「仕様書」に定めるとおり。

（２）法令等の規定による業務

やまゆり荘の運営にあたっては、次の法令等を遵守する必要があります。

- ア 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）
- イ 介護保険法（平成９年法律第１２３号）
- ウ 介護保険法施行法（平成９年法律第１２４号）
- エ 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）
- オ 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）
- カ 指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）
- キ その他通所介護業務に関連する法令

(3) 業務の一括再委託等の禁止

業務を一括して他の者に委託し、請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ檜葉町（以下「町」という。）が認めた場合には、この限りではありません。

6 施設管理の経費

(1) 管理運営経費

管理運営経費は、町が支払う委託料及び介護保険収入、並びにその他収入とします。

(2) 委託料

町が指定管理者に支払う委託料の額は、指定後に締結する協定において、会計年度（4月1日から3月31日まで）ごとに予算の範囲内で決定します。この場合の支払時期や支払方法、管理口座等の細目的事項についても、協議の上、協定で定めることとします。

令和9年度の予算上限額 8,500,000円

(3) 令和8年度・7年度の予算額及び令和5年度から令和7年度までの延べ利用者数等の実績は次のとおりであり、事業計画、収支計画等の参考として下さい。

ア 令和8年度の予算額 8,152,000 円
令和7年度の予算額 8,152,000 円

イ 令和5年度から令和7年度までの利用者数(延人数)

令和 5年度	6,122人
令和 6年度	6,342人
令和 7年度	6,552人

7 責任の分担

町と指定管理者の責任の分担はおおむね次のとおりとし、詳細については、指定後に締結する協定において定めます。

	指定管理者	町
施設、設備、備品等(以下「施設等」)の維持管理	○	
施設及び設備等の修繕	○ (20万円以下)	○ (20万円超)
施設及び設備等の大規模な改修	※ 協議事項	
事故・災害等による施設等の損傷	※ 協議事項	
事故・災害等による利用者等への責任	○ (責めに帰す場合)	○
施設等に係る保険の加入	施設損害責任保険	火災保険
使用者等に係る保険の加入	○	
包括的管理責任		○

※ 協議事項については、事案毎の原因により判断するが、第一次責任は、指定管理者が有するものとする。